

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、那須町における雪崩事故についてであります。

改めまして、亡くなられた8名の方々に心から哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にも心からお悔やみを申し上げます。

先月15日、外部有識者で構成する那須雪崩事故検証委員会から、報告書が県教育委員会に提出されました。この報告書では、講習会の主催者である県高等学校体育連盟の計画全体のマネジメント及び危機意識の欠如、県教育委員会による計画等に関するチェックや支援体制の未整備、講師等の雪崩の危険（リスク）に関する理解不足などの個人の資質を事故の重要な発生要因とし、事故を繰り返さないため、7項目の提言がなされたところであります。

県教育委員会では、この提言を十分に踏まえ、再発防止策の策定に取り組んでおりますが、県といたしましても、二度と今回のような悲しい事故が起こることがないように、教育委員会とともに全庁を挙げて対応して参ります。

次に、今月7日、県教育委員会が第二期県立高等学校再編計画を決定・公表いたしました。

本計画では、将来にわたる生徒数の減少など高校教育の現状と課題を踏まえ、全日制高校の規模と配置の適正化や特色化の推進等を図ることとしております。今後、計画に盛り込まれた取組を着実に実施していくことにより、本県の未来を担う人材の育成に資する魅力と活力ある県立高校づくりを一層進めて参るとのことですので、引き続き、

県民の皆様をはじめ、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、今月2日から4日までの3日間、第6回日韓知事会議に出席するため、韓国の釜山を訪問いたしました。

日本からは全国知事会の山田会長をはじめ6府県の知事等が参加し、災害対策や都市再生について意見交換を行い、私からは、一昨年に関東・東北豪雨の際の本県の対応について説明いたしました。今後とも、日韓共通の課題である災害対策や少子高齢化への対応などについて知事会を通じて協力して参ります。

次に、今月7日から12日にかけて、若林副議長とともに東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前トレーニングキャンプ誘致のため、ハンガリーを訪問いたしました。

ハンガリーオリンピック委員会の協力のもと、30の競技団体関係者に対し、東京への近接性や充実した競技施設など、本県のトレーニング環境についてプレゼンテーションを行った後、複数の競技団体と具体的に意見交換を行いました。そのうち、2015年に世界陸上北京大会の事前キャンプを本県で実施したハンガリー陸上競技協会と、事前トレーニングキャンプに関する覚書の締結に至ったところであります。

今後も、この訪問で深めた信頼関係を生かしながら、同国の競技団体と緊密に連絡を取り合い、本県においてより多くの競技の事前キャンプが実現できるよう、積極的に誘致に取り組んで参ります。

次に、スポーツクライミングのワールドカップ2017において、本県出身の檜崎智亜選手がボルダリングなどの3種目複合で総合1位の栄誉に輝きました。

県では、県民に希望と活力を与えてくれたこの功績をたたえ、栃木県スポーツ功労賞を授与することといたしました。今後の更なる御活躍と、3年後の東京オリンピックでのメダル獲得を期待いたします。

次に、「とちぎから未来へ翔く技と夢」をスローガンに、今月17日から19日まで全国アビリンピックを、24日から27日まで技能五輪全国大会を開催いたしました。

大会開催に御尽力いただいた多くの皆様に深く感謝を申し上げます。

全国の精鋭とともに、鍛え抜かれた技能を存分に発揮する本県選手の姿を目にし、将来の本県を支える技能者の育成はもとより、ものづくりを支える技能の重要性や、障害のある方の自立の促進等について、社会の理解が深まる大会にできたものと確信したところであります。

全国アビリンピックにおきましては、本県選手の入賞者数が過去最多の10名を数え、全国一となりました。また、技能五輪全国大会では、過去最多となる32名の入賞とともに、初めて団体賞のうち優秀技能選手団賞を勝ち取り、本県の技能レベルの高さを全国に発信することができました。

両大会の成果を、更なる本県ものづくり産業の振興と障害者雇用の促進につなげて参ります。

次に、「とちまるショップ」のリニューアルについてであります。

オープンから5年の間、首都圏における本県の特産品や観光情報の発信拠点として重要な役割を担ってきた「とちまるショップ」が、来月1日にリニューアルオープンすることとなりました。新たにイートインスペースを設け、とちぎの食の魅力を発信するほか、テーマ性を

持たせたディスプレイ等により、情報発信機能の強化を図ることといたしました。

今後とも、市町との連携を一層強化しながら、本県の多彩な魅力の発信に努めて参ります。

次に、いちご王国プロモーションについてであります。

県内におけるいちごの生産量は、50年連続で日本一となることが確実となり、本県は名実ともに「いちご王国」の地位を確かなものとなりました。

これを契機として来年1月15日に「いちご王国・栃木の日」を宣言するセレモニーを開催し、その後1か月間、県内の大型集客施設等でのイベントや、県内企業などによる協賛事業等を集中的に実施する、いちご王国プロモーションを展開することといたしました。これにより、本県のブランド力の向上と県産いちごの更なる振興を図って参ります。

次に、L R Tの整備についてであります。

宇都宮市と芳賀町が取り組んでいるL R Tの整備につきましては、現在、国による軌道敷設工事施行認可申請書の審査が行われているところであります。今後、国の認可後に本格化する整備事業の円滑な実施に向け、県といたしましては、これまでの補助制度等を参考にしながら、両市町に対し財政的支援を行いたいと考えております。

県央地域の基幹公共交通として整備されるL R Tを中心に、質の高い広域的な公共交通網の形成に努めて参りますので、引き続き、県民の皆様をはじめ、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例13件、その他の議案15件の計29件であります。このほか報告1件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算（第3号）は、宇都宮市街地開発組合からの寄附金を活用し、栃木県グリーンスタジアムサブグラウンドの人工芝の整備を行うこととして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、1億8,000万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、8,184億7,023万円となります。

第2号議案は、国民健康保険法等の一部改正により、県が市町村とともに国民健康保険を行うこととされたことに伴い、国民健康保険事業の運営に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、知事の権限に属する事務を新たに市町村に移譲すること等のため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、規則の公布等に関する事務の効率化を図ること等のため、栃木県公告式条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部改正に伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料を定めること等のため、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、地方独立行政法人法に基づき、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに係る重要な財産を定めるため、

地方独立行政法人栃木県立がんセンターに係る重要な財産を定める条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、国民健康保険法等の一部改正に伴い、栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、道路占用料の徴収区分及び額を改定すること等のため、栃木県道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、屋外広告物法の一部改正に伴い、屋外広告物の表示等の禁止地域に田園住居地域を加えるため、栃木県屋外広告物条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、都市公園法施行令の一部改正等に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の基準を定めること等のため、栃木県都市公園条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、建築基準法の一部改正に伴い、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域に田園住居地域を加えること等のため、栃木県建築基準条例等の一部を改正するものであります。

第12号議案は、都市計画法の一部改正に伴い、風俗営業の営業所の設置を制限する地域に田園住居地域を加えること等のため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正するものであります。

第13号議案は、特定かつ多数の者の用に供される場所又は乗物における盗撮行為及び受信者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信等による嫌がらせ行為を防止すること等のため、栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例の一部を改正

するものであります。

第14号議案は、自動車の保管場所の確保を証する通知の申請手数料を定めること等のため、栃木県警察関係手数料条例の一部を改正するものであります。

第15号議案は、栃木県監査委員金井弘行氏の任期が来る12月12日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第16号議案は、栃木県収用委員会委員櫻井基雄氏、高津戸忠一氏及び増子孝徳氏の任期が来る12月24日に満了いたしますので、各氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第17号議案及び第18号議案は、当せん金付証票の発売について、それぞれ議決を求めるものであります。

第19号議案は、県有財産の譲与について議決を求めるものであります。

第20号議案は、特定事業契約の締結について議決を求めるものであります。

第21号議案から第23号議案までの3件は、工事請負契約の締結について、それぞれ議決を求めるものであります。

第24号議案は、県営住宅に係る指定管理者の指定について議決を求めるものであります。

第25号議案は、地方独立行政法人栃木県立がんセンターの定款及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの定款の変更について議決を求めるものであります。

第26号議案は宇都宮市街地開発組合の解散について、第27号議案は宇都宮市街地開発組合の解散に伴う財産処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

第28号議案は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター中期目標を定めることについて、第29号議案は地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターに承継させる権利を定めることについて、それぞれ議決を求めるものであります。

報告第1号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。